

周防大島町病院事業局第 2 期再編計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

周防大島町病院事業局第 2 期再編計画策定支援業務

2. 業務の目的

周防大島町病院事業局は、地域に必要な医療を提供するため、医療環境の変化や二次医療圏での求められる役割への対応、他の医療機関との機能分担や連携による効率的な病院運営を行うことを目的として、平成 28（2016）年度に病院改革プランを策定し、経営の効率化などに取り組んできた。

令和元（2019）年度に「第 1 期再編計画」を策定し、少子高齢化の進展や人口減少等に対応するため、3 病院のうち 1 病院を有床診療所に転換し、他病院においても必要なダウンサイジングを行った。

令和 2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常の業務の継続に影響が及び、令和 5（2023）年 5 月の 5 類移行後は、患者数や単価の減少などから非常に厳しい運営状況となり、令和 6（2024）年度は病院事業局として初めての赤字予算（当初）を計上した。

また、国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までを対象期間とする「周防大島町病院事業経営強化プラン」を令和 6（2024）年 3 月に策定し、町立東和病院 2 病棟のうち 1 病棟の休棟、全ての病床を休床としていた町立橘医院（有床診療所）の無床診療所化を行い、経営効率化等により令和 9（2027）年度には黒字化（医療機関分）する目標としたところである。

令和 6（2024）年度においては、少子高齢化の進展により急速に人口減少が進む周防大島町において、町立 3 医療機関のみならず、町立の介護医療院（定員 50 名）、介護老人保健施設（定員 80 名）、看護専門学校（3 学年・定員計 105 名）等を含め、将来（2040 年頃）の医療・介護需要推計を視野に入れつつ、公・民の適切な役割分担の下、中長期的課題を整理し、病院事業局が担うべき医療・介護機能の提案とそれらを踏まえた「第 2 期再編計画」の策定を行うことを目的として、業務の委託を行うものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4. 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 個人情報の保護

業務上取り扱う個人情報については、適法かつ適正な取り扱いを確保し、業務の目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。また、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置をしなければならない。

6. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、指示された書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

## 7. 業務計画

受注者は本業務の着手にあたり業務計画を立案し発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した上で着手するものとする。

業務遂行中にあつては、発注者は受注者に対して進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

## 8. 業務実施体制

(1) 受注者は、相当の経験を有する技術者を配置し、発注者から本業務に関する問い合わせについて、随時対応するものとする。

(2) 発注者は、業務の施行中発注者が不相当と判断した場合は、配置技術者の交代を求めることができる。この場合、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。

## 9. 成果品等の帰属

本業務における成果品及び業務作成上の資料等については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

受注者は、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。なお、資料（データ）については、非公表とする。

## 10. 受注者の責任

本業務において、次の各号に掲げる事項は受注者の責任とする。

(1) 本業務の実施にあたり、受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

(2) 本業務において必要な手続き及び発注者が貸与する以外の資料収集は、原則として受注者が行うものとする。

(3) 受注者は、本業務終了後3年以内において過失または疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をするものとする。

## 11. 検査

発注者は、受注者の行う各作業について必要に応じて適宜検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えるものとし、受注者は訂正等の指示を受けたときには、速やかにその指示に従うものとする。

## 12. 調査協力

発注者は、受注者より文書の提示及び調査依頼を受けた場合は、支障のない限り調査協力する。

## 13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

#### 14. 対象業務施設

周防大島町立東和病院（99床うち39床は休床）、周防大島町立橘医院（無床）、周防大島町立大島病院（99床）、周防大島町立介護医療院やすらぎ苑（入所定員50名）、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑（入所定員80名）、訪問看護ステーションすおうおおしま、居宅介護支援事業所とうわ・おおしま

#### 15. 委託業務内容

##### I ヒアリング等の実施

###### (1) 病院事業局各施設ヒアリング

周防大島町立東和病院、橘医院、大島病院、やすらぎ苑、さざなみ苑、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の幹部等へのヒアリング

（院長、施設長、訪問看護ステーション管理者、総看護師長、事務長、ケアマネージャー等へのヒアリングを想定）

各施設を1日程度ヒアリング（橘医院・さざなみ苑、訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所はそれぞれ合わせて1日を想定）

###### (2) 行政ヒアリング

周防大島町長へのヒアリング

周防大島町健康福祉部へのヒアリング（ほか、関係部局も含む）

周防大島町役場1日ヒアリング

訪問対応を想定（ヒアリング（1）（2）合計6日程度）

###### (3) 町内民間介護事業者等との協議の場への出席

周防大島町病院事業局と町内民間介護事業者等との協議の場への出席・助言（2回程度）

##### II 第2期再編計画策定のための支援

###### (1) 介護需要の推計

令和6年3月策定の周防大島町病院事業経営強化プランにおいて推計した介護需要の更新

・令和5年度の最新の介護サービスデータを基に介護需要を推計

###### (2) 介護施設分析

町内介護需要と町内・町周辺介護施設の情報分析

・内部分析

（ア）利用者数、利用者層、住所地の分析

（イ）介護報酬の算定状況（加算等の全国的な算定率との比較）

（ウ）給与費、職員配置数の妥当性

（エ）町立介護施設の課題整理

- (オ) 適正な人員体制の提言
- (カ) 収支計画の作成
- ・ 外部分析
  - (ア) 町内介護需要に対する町内・町周辺介護施設の受け入れ状況の分析
  - (イ) 町内民間介護事業者の受け入れ能力の分析
- (3) 将来（2040年頃）を見据えた周防大島町病院事業局のあり方検討
  - ・ 周防大島町病院事業経営強化プラン（令和6年3月策定）における医療需要の推計と、今回更新する介護需要推計に基づく医療機関・介護施設規模及び機能の検討
  - ・ 事業の継続および廃止の検討
  - ・ 事業再編スケジュールの検討
- (4) 医療・介護事業の収入確保に係る取組み支援
  - ・ 診療報酬・介護報酬適正化委員会への参加
  - ・ 診療報酬・介護報酬適正化管理シートの作成
  - ・ 新規診療報酬・介護報酬届け出、加算等の算定率向上に向けた助言
- (5) (1)～(4)に係る調査資料のまとめ及びコンサルティング
  - ・ 外部・内部環境調査資料のまとめ及びコンサルティングを行い、それに基づく提案を行う。
  - (ア) 外部・内部環境調査資料のまとめ
  - (イ) 医療・介護事業運営方針の把握
  - (ウ) 戦略仮説の洗い出し（特徴ある施設としての方向性、さらに成長させる分野、介護需要と町内事業者の情報分析に基づく町立介護施設の運営方針等）
  - (エ) 損益計算モデルの提供
  - ・ 本提案を実施するにあたり、次の計画や国通知等との整合を図ること。
    - (ア) 周防大島町病院事業局第1期再編計画（令和元年度）
    - (イ) 周防大島町病院事業経営強化プラン（令和6年3月）
    - (ウ) 第8次山口県保健医療計画（令和6年3月）
    - (エ) 周防大島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画～周防大島町地域包括ケア計画～（令和6年3月）
    - (オ) 周防大島町地域福祉計画（令和6年3月）

### Ⅲ 個別施設計画策定に向けた準備支援

- ・ 建物及び構築物の資産価値の整理
- ・ 建物及び構築物を修繕する場合の計算方法及び試算
- ・ 対象施設（病院事業局全施設）
  - (ア) 周防大島町立東和病院（医師住宅、看護師宿舎、職員住宅含む）
  - (イ) 周防大島町立橋医院、介護老人保健施設さざなみ苑（医師住宅、看護師宿舎、職員住宅含む）

- (ウ) 周防大島町立大島病院（医師住宅、看護師宿舎、職員住宅含む）
- (エ) 周防大島町立介護医療院やすらぎ苑
- (オ) 大島看護専門学校（寄宿舍２棟含む）
- (カ) 総務部
- (キ) 周防大島町立橋医院附属健康管理センター

#### IV 周防大島町及び病院事業局各施設会議での必要に応じた意見・助言の提示

- (1) 周防大島町病院事業局第２期再編計画策定委員会への参加・助言
- (2) ２病院・１診療所、２介護施設、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の経営会議等への参加・助言

#### V 周防大島町病院事業局第２期再編計画策定・進捗管理支援及び作成

- (1) 収益増加・費用削減につながる施策の提案
- (2) 再編計画策定の過程で行われた経営分析等の結果、把握された診療報酬・介護報酬や施設基準、その他具体的な課題に対するアクションプランの立案に関する助言・指導
- (3) 再編計画に基づく実行計画の策定に関する助言・指導
- (4) 調査業務等実施状況の報告（成果や課題、モニタリング等の定期的な報告）

#### VI 議事録の提出

業務について、発注者と受注者の間で打ち合わせ等が行われた際は、その内容を記録、議事録として提出し、発注者の承認を得ること。

#### 16. 業務手順

受注者は、次の（１）から（３）に基づき、業務を進めるものとする。

ただし、受注者は、業務の進め方について、より効率的・効果的と考えられる方法を提案するものとし、周防大島町病院事業局がこれを承認した場合又は、周防大島町病院事業局の指示による場合は、業務の進め方を変更するものとする。

- (1) 受注者は、担当職員等と緊密に連携を行いながら、おおむね令和６年１１月頃までに、周防大島町病院事業局第２期再編計画（素案）が提出できるよう業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、前述の時期を念頭に置いた業務の工程表を提出すること。また、工程が変更となる場合は、逐次修正を加え、工程管理を適切に行うこと。
- (3) 受注者は、担当職員等と定期的に連絡をとり、会議・打ち合わせの際には必要な資料を作成するとともに、指示があった場合には、会議等に参加し、内容説明や質疑への対応を行うこと。

#### 17. 成果品

##### (1) 成果品と納期

受注者は、中間段階における次の成果品を周防大島町病院事業局から求められたときは、周防大島町病院事業局の指示に従い、速やかに提出すること。

ア．経営分析に基づく経営見通し 納期：令和６年９月（予定）

イ．周防大島町病院事業第２期再編計画（素案） 納期：令和６年１１月（予定）

ウ. 周防大島町病院事業局第2期再編計画（最終案） 納期：令和7年2月（予定）

エ. その他委託業務に関して作成を依頼された資料 納期：逐次

オ. 上記資料のデータを記録した電子媒体一式

※前記の成果品については、周防大島町病院事業局から特に指示があるものを除き、MicrosoftWord  
又は MicrosoftExcel にて作成すること。

なお、周防大島町病院事業局第2期再編計画完成品については、冊子として50部提出すること。

## (2) 成果品の提出等

受注者は、業務が完了したときは、速やかに前項（1）の成果品及び完了届を周防大島町病院事業局に提出し、検査を受けなければならない。

提出があった成果品に訂正事項等があった場合は、周防大島町病院事業局の指示に従い、速やかに訂正し、再提出しなければならない。

## 18. その他提出書類

### (1) 委託契約締結後

実施計画書（実施体制・事業内容等）

- ・ 工程表
- ・ 体制図（業務責任者等の配置者を記載すること。）

### (2) 業務着手後

着手届

### (3) 業務完了後

実施報告書

- ・ 完了通知書
- ・ その他周防大島町病院事業局が必要とする書類（業務完了時に指示）

## 19. 特記事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、周防大島町病院事業局と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (2) 守秘義務等

- ア. 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- イ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし周防大島町病院事業局の承諾があるときは、この限りでない。
- ウ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- エ. 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、保有する必要がなく

なったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

オ. 受注者は、この契約による事務を処理するために周防大島町病院事業局から引き渡された情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、周防大島町病院事業局の承諾があるときは、この限りではない。

カ. 受注者は、この契約による事務を処理するために、周防大島町病院事業局から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに周防大島町病院事業局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、周防大島町病院事業局が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (3) 知的財産権の取扱い

受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処することとする。

### (4) 資料等の提供

本業務の実施にあたり、両者協議のうえ、周防大島町病院事業局は業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

### (5) その他

ア. 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに周防大島町病院事業局に報告し、その指示に従うものとする。

イ. 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。